

運用開始後：電子申請を原則としている 地方公共団体の事例紹介

● 鹿児島県日置市

日置市の紹介

“住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまち ひおき”

鹿児島県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、東は県都「鹿児島市」に、北は「いちき串木野市」と「薩摩川内市」に、南は「南さつま市」に隣接し、また、西は日本三大砂丘の一つ、白砂青松の吹上浜と東シナ海に面しています。日置市は、関ヶ原の戦いにて島津勢が徳川方の敵中を突破し帰鹿を果たした往時の苦難を偲ぶ『妙円寺詣り』や『流鏑馬』、白装束の若い衆が泥にまみれて今年一年の豊作を祈願する“お田植え祭り”『せっぺとべ』に代表される歴史的な伝統行事に、薩摩焼や優れた泉質を誇る温泉など、古の情緒と安らぎに満ちた貴重な資源を数多く有しています。これらの資源を活用しながら「住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまち ひおき」を目指しています。平成17年に旧4町が合併して誕生し、昨年5月に市政施行20周年を迎えるました。

- 人口:45,707人(令和7年10月現在)
- 高齢者人口/高齢化率:16,941人/37.1%(令和7年10月現在)
- 要介護認定者数/認定率:2,728人/16.1%(令和7年10月末日現在)
- 市内サービス種類別指定事業者数:94事業所(「日置市介護保険・総合事業サービス一覧」
令和7年9月1日現在)

- R6年度の届出受付件数: 0件
- R7年度の届出受付件数: 118件(令和7年12月22日現在)



1. 電子申請原則化に向けての取組み状況について

- 1)電子申請原則化までの変遷
- 2)現在の電子申請原則化の状況

1. 電子申請の原則化に向けての取組み状況について

1) 電子申請の原則化までの変遷

令和6年 2~3月	運用開始に向けた 事前準備・周知	<ul style="list-style-type: none">HPや集団指導等を通じて、システム利用開始予定を管内事業所に通知した。※集団指導での周知はR6年度も引き続き実施。電子申請システムのURL等、利用開始のために必要となる準備事項等の案内についてHP上に掲載した。指定申請等の様式を「厚生労働大臣が定める様式」と揃えるため、指定申請に関する規則等の見直しを行った。
令和6年 4月	システム利用開始	<ul style="list-style-type: none">管内事業所に対して、GビズIDの取得が必要になる旨を繰り返し周知するとともに、事業所に対し取得状況調査を実施し、必要性の認知度を高めた。管内事業所から問合せがあった場合は、個別に電話や窓口で伴走しながら丁寧にフォローをした。令和6年度は紙での申請も認めたが、次年度からの電子申請の原則化にあたり、次回以降は電子で申請するよう促した。
令和7年 4月	電子申請の原則化 開始 令和7年4月からは 電子申請ほぼ100% ^(※)	<ul style="list-style-type: none">事業所向けに1年間の周知・準備期間を設けることで、無理なくシステム利用・電子申請へ移行することができた。GビズIDの取得に時間要する等、やむを得ずシステム利用開始が遅れる事業所に対しては個別にフォローを実施した。紙媒体や郵送での申請届出は原則受理せず、システムでの再提出を求めている。

※GビズIDの取得が完了できなかった事業所及び日置市外の事業所などを除き、原則電子申請での受付を行っている。

電子申請の原則化に対する管内事業所の反応・フォロー等

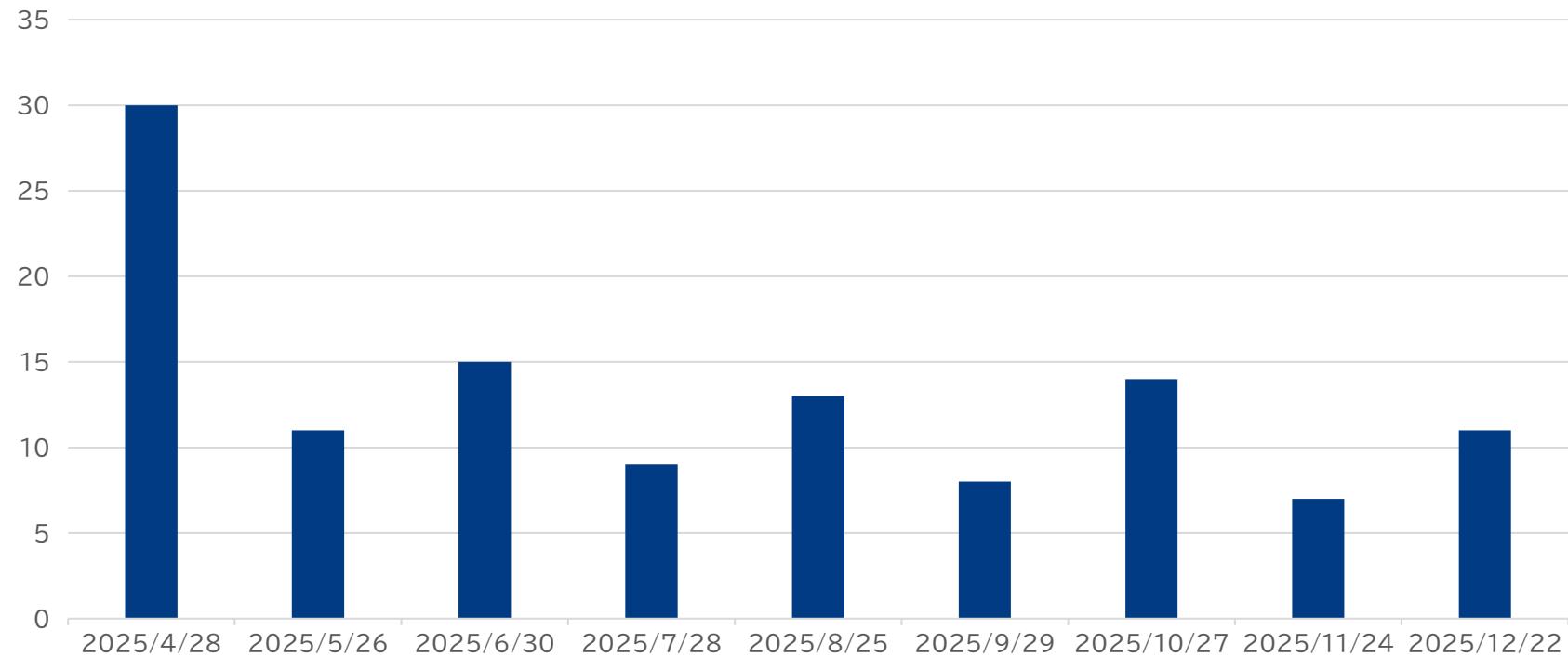
●管内事業所の反応・フォロー等

- 実際に申請届出をするタイミングにならなければ動き出さない事業所もいたが、オンライン化への移行やDXを国の方針や全庁的な取り組みとして推し進められているため、いつかはやらなければならないだろう、と電子申請の原則化はあまり抵抗なく受け入れられていた。
- システム利用開始当初は紙での申請も受け付けていたものの、電子申請の原則化に向けて2年間繰り返し周知した結果、令和6年度末には多くの事業所が計画的に準備を進め、システム利用やGビズIDの取得が円滑に進んだ。
- パソコン操作に苦手意識をもつ事業所に対しては、事業所向けの動画やマニュアルを確認するよう伝えたり、操作がわからない部分は電話で操作や入力の助言を行ったりするなど伴走支援を実施した。

2) 現在の電子申請の原則化の状況

- 令和7年4月からの電子申請の件数の変遷は以下のとおり。
- 令和7年4月(利用原則化の開始)からはGビズIDの登録が完了していなかった事業所や日置市外に所在する事業所を除き、100%電子申請により提出されている。

電子申請件数の推移(日置市)



2. 電子申請届出システムの利用のための工夫と効果

電子申請届出システムの利活用における工夫・効果

電子申請届出システムの利用のための工夫と現在の運用状況

●工夫

- 事業所向けに2年間の周知・準備期間を設け、より早い段階から原則システム以外の申請届出は受理しないことを念押しに伝える。
- 「システム以外の申請届出は原則受理しない」旨を念押しに伝えつつ、事業所が抱える不明点に對しては、動画の視聴を案内したりマニュアルなどを一緒に見ながら1つ1つ丁寧に説明する。
- 2回目以降はスムーズにできるように、初回に丁寧な説明をすることを心掛ける。

●運用状況

- 申請受付から結果登録までのフローを紙と電子を併用して対応している。
 - ・ 決裁:電子決裁を行っているが、審査や保管のため紙に打ち出し、台帳を紙で保管している。
 - ・ 保管:紙ファイルと電子ファイルの併用保管を行っている。
 - ・ GビズID:取得済み。必要に応じ、保険者が事業所側の画面を確認しながら入力支援を行っている。
 - ・ 手数料:徴収していない。
 - ・ 結果通知書:変更届・加算届出等はシステム通知に代えているが、新規・更新申請や休止・廃止の受理通知は郵送にて送付している(システム上での電子書面交付を検討中)。
 - ・ 事業所台帳システム:担当者による手入力で登録している。

電子申請届出システムの利活用における効果

●効果

【結果通知業務】

- 結果通知がシステム上で完結したことで、郵送の手間や経費が不要になった。
- 事業所が受付状況をシステム上で確認できるようになった。

【コメント・添削機能の活用】

- コメント機能や添削ファイル機能を活用することで、どのような点に注意すべきなのかを事業所が把握でき、次回以降は申請から受理までの流れをよりスムーズに行うことができる。

【その他】

- 日置市は南北に細長い地形なため、遠方の事業所においては30～40分かけて窓口まで足を運ぶ必要があったが、電子申請の原則化に伴い移動時間が不要になった。

3. 電子申請の原則化における課題と解決策

電子申請の原則化における課題と解決策

電子申請届出システムの原則化における課題と解決策

●課題と解決策

- ・ 事業所側での準備に時間が要するものの、申請届出のタイミングにならないと動き出さない事業所が一部存在した。
 - 電子申請の原則化までに2年間の周知・準備時間を設け、まずはGビズIDの取得が必要になることを念押しで周知した。
- ・ GビズIDの取得やシステムの利用方法がわからない事業所へのフォローが必要。
 - 動画を確認してもらったり、マニュアル等を見ながら電話で操作や内容確認を行ったりするなど丁寧に説明を行った。また、当市だけでは解決できそうにない場合は伴走支援事務局やヘルプデスクに問い合わせた。